

岩手県告示第343号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和2年岩手県告示第403号）で公示した公共測量を終了した旨山田町長から次のとおり通知があった。

令和3年4月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 下閉伊郡山田町全域
- 2 実施した期間 令和2年5月25日から同年12月25日まで
- 3 実施した公共測量の種類 デジタル空中写真測量、写真地図作成及び数地図化レベル2500